

万引きは、犯罪です！！

長崎県下で発生が多い犯罪は、「万引き」です。

平成22年7月末現在「万引き」の認知件数は、787件と刑法犯総数（5,012件）の15.7%を占めています。

万引きの多くは、「自分は、見つからないだろう」など、軽い気持ちで行われていますが、

万引きは、法律で、窃盗罪として
**10年以下の懲役、又は
50万円以下の罰金**
の刑罰が科せられます！



「万引き」をなくすためには、
「万引きをしない、させない」
社会環境づくりが大切になります。

皆さんの万引き防止に向けたご協力をお願いします。

～万引きをさせないために～

◆店舗における対策をお願いします。

- ・ お客様には、積極的に声をかけましょう。
- ・ 高額商品や人気商品などは、レジやその周辺に展示しましょう。
- ・ 防犯カメラやミラーを設置し、死角をなくすようにしましょう。



◆家庭における対策をお願いします。

- ・ 子どもさんに、日頃から善悪のけじめをつけさせましょう。
 - ・ 「うちの子に限って」は危険です。不審な持ち物を見つけたら、必ず確かめましょう。
 - ・ 子どもの交友関係や日常の言語等に関心を持ち、非行の兆しを早くキャッチしましょう。
 - ・ 高齢者による万引きも増加傾向にあります。
- 家族ぐるみで、「万引きは、犯罪なんだ」という認識を持ちましょう。